

## 遊漁船業法施行規則第 14 条に基づく実務研修で定められた事項の運用

三重県農林水産部漁政課

三重県において遊漁船登録に選任が必要な遊漁船業務主任者が受講する遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年 9 月 13 日農林水産省令第 37 号。）第 14 条第 1 項第 2 号に基づく遊漁船業務主任者の指導による実務研修（以下、「実務研修」という。）については、下記のとおり定める。

実務研修とは、農林水産大臣の定める実務研修の基準（令和 5 年 12 月 1 日号外農林水産省告示第 1745 号。以下、「農林水産省告示」という。）第 1 条を満たした遊漁船業務主任者の指導の下、指導者が営業する遊漁船に同乗した 30 日間の研修（以下、「乗船研修」という。）を研修生が実際に従事する海域において行うことを原則とする。

ただし、研修生が実際に従事する海域において研修を受けることが難しい場合は、遊漁船業者は当該遊漁船業務主任者に対して、実際に従事する海域の特性等についての必要な教育を十分に実施しなければならない。

また、やむを得ない事情により、乗船研修以外の方法で実務研修を実施せざるを得ない場合は、指導者、研修生等は事前に三重県農林水産部漁政課に研修内容について相談すること。